

**[事案 29-339] 慰謝料請求**

・平成 30 年 2 月 23 日 不受理決定

※本事案の申立人は、[事案 25-189]・[事案 27-31]・[事案 27-179] の申立人と同一人である。

**<事案の概要>**

養老保険の満期時積立配当金が、契約時の設計書において約 721 万円と記載されていたのに対し、現在の状況では約 6 万円となることが見込まれることについて、精神的苦痛を受けたとして慰謝料を求めて申立てのあったもの。

**<不受理の理由>**

裁定審査会では、申立内容の適格性について審査を行った結果、満期時積立配当金は、決算において生じた剰余金を原資とするものであり、決算は保険会社の経営方針にかかわる事項であること、上記については、過去に裁定書にて理由を明らかにして裁定手続を終了していることから、申立てを不受理とした。